

# 精華町自殺予防対策計画（骨子案）

## ○基本理念

すべての町民が安心して生活でき、誰も自殺に追い込まれることのないまち

## ○基本方針

- ①生きることの包括的な支援として計画を推進する。
- ②「自殺は誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成し、自殺対策の重要性に対する関心と理解が深まるよう普及啓発活動を推進する。
- ③事前予防、危機対応、事後対応と、段階ごとに効果的な取り組みを行う。
- ④保健、医療、教育、福祉その他あらゆる分野の関係者が連携を強化し、総合的に取り組む。

## ○施策の柱

- 施策 1 こころの健康づくり
- 施策 2 自殺対策に対する普及啓発
- 施策 3 相談支援の充実
- 施策 4 関係機関の連携強化

## ○計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」及び「京都府自殺対策計画」を踏まえて策定するものです。

## ○計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね 5 年を目途に見直しが行われることを踏まえて、本計画の期間は令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

なお、本計画は、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」が改正された場合には、必要に応じて見直しを行います。

## ○章立て(案)

### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

### 第2章 精華町の自殺の現状

- 1 自殺に関する統計
  - (1) 自殺者数・自殺死亡率の状況
  - (2) 性別・年代別の状況
  - (3) 同居人の有無別の状況
  - (4) 自殺手段
  - (5) 自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）
- 2 アンケート調査の概要
  - (1) 調査の概要
  - (2) 調査結果
- 3 本町における現状と課題
  - (1) 現状と課題
  - (2) 支援が優先されるべき対象群

### 第3章 自殺対策の基本理念・基本方針

### 第4章 自殺対策の施策

#### 施策1 こころの健康づくり

- 1 施策の展開の視点
- 2 具体的な取り組み
  - (1) 妊娠期～子どもの時期
  - (2) 成人～高齢の時期

## 施策2 自殺対策に対する普及啓発

- 1 施策の展開の視点
- 2 具体的な取り組み
  - (1) 妊娠期～子どもの時期
  - (2) 成人～高齢の時期
  - (3) すべての年代

## 施策3 相談支援の充実

- 1 施策の展開の視点
- 2 具体的な取り組み
  - (1) 妊娠期～子どもの時期
  - (2) 成人～高齢の時期
  - (3) すべての年代

## 施策4 関係機関の連携強化

- 1 施策の展開の視点
- 2 具体的な取り組み
  - (1) 妊娠期～子どもの時期
  - (2) 成人～高齢の時期
  - (3) すべての年代

## 第5章 自殺対策の推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 施策の目標値